

# 消費生活にゅーす

くらしの  
安全安心

丹波県民局 地域共創課（丹波消費者センター）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688（TEL 0795-73-3613）

丹波の森公苑 消費担当（TEL 0795-72-2127）



## 消費生活トピックス



### 強引な電話勧誘にご用心！

「海産物を扱う業者から、断ったのにしつこく勧誘の電話がかかってくる」「海産物の勧誘を何度も断っているのに、来月に届けると言って一方的に電話を切られた」「海産物が代引きで届き、家族が注文したと思い代金を支払ってしまったが誰も注文していなかった」

年末が近づくと、毎年同様の事案が発生しています。

しつこく何度もかけてくる業者や、断ると暴言を吐く業者の例もあるようです。

断ったにもかかわらず、商品が届いたときは受取を拒否しましょう。代金を支払ったとしても、一方的に送られてきた場合は事業者に対して返金を求めることができます。業者の電話勧誘を断り切れず契約をしてしまったときは、クーリング・オフができます。

代金を支払ってしまっても返金を求めることは可能ですが、事業者と連絡が取れないなど被害回復が困難な場合もあります。

断った相手へ再勧誘をすることは、法律で禁止されています。毅然とした態度できっぱりと断ることが大切です。また、家族が間違っても代金を支払ってしまわないよう、情報を共有しておくことも重要です。



### 巧妙化するフィッシング詐欺

近年、クレジットカードの不正利用が増えており、その原因の一つがフィッシング詐欺と言われています。フィッシング詐欺とは、既存の企業などをかたってメールやSMSを送り付け、偽のホームページに誘導してクレジットカード情報や銀行の口座情報等を盗み出す詐欺の手口です。

最近では、本物の企業メールやホームページと見分けがつかないくらい巧妙に偽造されており、ひと目で詐欺とは判断できにくくなっています。

また、メールだけでなく投稿サイトにURLを載せ、詐欺サイトへ誘導するケースもあります。

大事な情報を盗まれないためには、記載されたURLを簡単にクリックしないことです。実際に利用しているクレジットカード会社や金融機関の正式なURLを登録しておき、そこから情報を確認するようにしましょう。



## 推進員の啓発活動

10月27日(日)、丹波の森公苑にて開催された「令和6年丹波の森フェスティバル」で、県から委嘱を受けた「くらしの安全・安心推進員」が来苑者へ啓発チラシ類と啓発グッズを配布し、消費者トラブルへの注意を呼びかけました。



## 丹消連学習会の開催



丹波消費者団体連絡協議会では、12月4日(水)に丹波の森公苑セミナー室において、令和6年度の地域消費者学習実践事業学習会を開催しました。

講師は、資生堂ジャパン(株)近畿営業本部からお越しいただいた小泉文子(あやこ)先生で、自分に合った化粧品の選び方や効果的な使い方について、わかりやすくお話いただきました。

## 冬期の注意情報



冬場の、暖房器具等による製品事故に注意しましょう。

- 石油ストーブを消火せずに給油することは、やめましょう！
- 古い灯油は使用せず、1シーズンで使い切りましょう！
- 電気ストーブをつけたままで就寝するのは、やめましょう！
- 電子レンジで温めて使用する湯たんぽは、必ず加熱時間を守りましょう！
- 貼るタイプのカイロを、直接肌に貼らないようにしましょう！



【啓発・出前講座等のお問合せ】

丹波の森公苑 消費担当

TEL : 0795-72-2127